

★高さ制限・日影規制 特定行政庁滋賀県（栗東市・野洲市・甲賀市・湖南市・日野町・竜王町・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町・米原市・高島市）に限る。

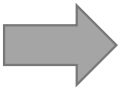
別途、地区計画、建築協定および都市計画法第41条による制限がかかる場合がありますので、ご注意ください。

用途地域	前面道路による容積率 法52条2項	道路斜線適用距離 法56条1項1号別表3（は）	道路斜線 法56条1項1号別表3（に）	隣地斜線 法56条1項2号	北側斜線 法56条1項3号	絶対高さ 法55条	
第一種低層住居専用地域	0.4	法別表第3（は）による	1.25	－	1.25＋5m	10m または 12m	
第二種低層住居専用地域						都市計画図 をご確認ください。	
第一種中高層住居専用地域				1.25＋20m	日影規制対象区域のため対象外		－
第二種中高層住居専用地域							
第一種住居地域							
第二種住居地域							
準住居地域							
近隣商業地域	0.6		1.5	2.5＋31m	－		
商業地域							
工業地域							
準工業地域							
工業専用地域							
指定なし※1	0.4※1		1.5※1	1.25＋20m※1			

用途地域	指定容積率 （％） 法52条1項	日影規制（法56条の2）				
		制限建物 別表4（ろ）	地盤面からの高さ （m） 別表4（は）	号 別表4（に）	水平距離 10m以内 別表4（に）	水平距離 10m超 別表4（に）
第一種低層住居専用地域	50	軒高7m超 または 地階を除く3 階建て以上	1.5	（1）	3	2
	60					
	80			（2）	4	2.5
	100					
第二種低層住居専用地域	60			（1）	3	2
	80					
	100			（2）	4	2.5
	150					
第一種中高層住居専用地域	150	高さ10m超	4.0	（1）	3	2
	200			（2）	4	2.5
第二種中高層住居専用地域	200			（2）	4	2.5
第一種住居地域	200			（2）	5	3
第二種住居地域						
準住居地域						
近隣商業地域						
指定なし	100	高さ10m超	4.0	（3）	5	3

※1 下の表に記載の地域では適用される数値が異なります。必ず滋賀県HP掲載の区域図から適用地域を確認してください。

区域	前面道路による容積率 法52条2項	道路斜線 法56条1項1号別表3（に）	隣地斜線 法56条1項2号
栗東市六地蔵の一部および伊勢落の一部	0.4	1.25	1.5
野洲市西河原の一部および小比江の一部	0.4	1.25	1.25
甲賀市水口町三大寺の一部および高山の一部	0.4	1.25	1.5
甲賀市水口町巖峨の一部	0.4	1.25	1.5
甲賀市甲賀町鹿深台、上野の一部および田堵野の一部	0.4	1.25	1.5
米原市磯の一部および朝妻筑摩の一部	0.6	2.5	1.5



詳細な区域界については「建築基準法に基づく建築物の形態規制（滋賀県ホームページ）」に掲載の区域図（PDF）から確認できます。

[建築基準法に基づく建築物の形態規制（滋賀県ホームページ）](#)



QRコードからご確認いただけます。